

(別添)

秋田県建設コンサルタント業務等に係る
最低制限価格制度の試行実施要領の改正について

1 改正理由

- (1) 建設コンサルタント業務等に係る担い手の中長期的な育成及び確保の観点から、低入札を防止するため、適用対象業務を改正する。
- (2) その他、所要の改正。

2 改正概要

- (1) 別表において「請負対応額3百万円未満」となっていた適用対象業務の制限を削除する。
- (2) 適用積算基準書名称等の整理。

3 適用期日

平成29年12月1日以降、入札公告等を行う業務の契約について適用する。